

令和2年

2月定例総会会議録

酒田市農業委員会

令和2年2月定例総会 会議録

1 日 時 令和2年2月13日(木) 午前9時30分 開議

2 場 所 酒田文化センター 412号室

3 出席委員(28名)

1番	佐藤 良平	委員	2番	庄司 隆	委員	3番	白畑ちか子	委員
4番	伊與田明子	委員	5番	佐藤 玲子	委員	6番	佐藤 良	委員
7番	石井 光一	委員	8番	池田 良之	委員	9番	土田 治夫	委員
10番	佐藤 浩良	委員	11番	佐藤 茂樹	委員			
13番	齋藤 均	委員	14番	児玉 昭一	委員	15番	荘司太一郎	委員
16番	須田 正弘	委員	17番	尾形 大介	委員	18番	佐藤 耕造	委員
19番	五十嵐弘樹	委員	20番	飯塚 将人	委員	21番	富樫 一彦	委員
22番	柿崎 一美	委員	23番	後藤 保喜	委員	24番	五十嵐 亨	委員
25番	五十嵐直太郎	委員	26番	関口 友子	委員	27番	佐藤 清一	委員
28番	荘司 研治	委員	29番	大場 重樹	委員			

4 欠席委員(なし)

5 事務局職員出席者

事務局長 藤井昌道 農地主査兼係長 阿彦智子 主事 高橋咲葵
専門員 石塚 裕 調整主任 門脇正博 主査 五十嵐則子

6 報告事項

1. 農地法第3条の3届出書の受理について
2. 地目変更登記に係る照会に対する回答について
3. 解約
4. 農地法第18条第6項の規定による通知受理について

7 議 事

議第 6号 農地法第3条の規定による許可申請について
議第 7号 農地法第5条の規定による許可の計画変更について
議第 8号 農用地利用集積計画について
議第 9号 農地中間管理事業農用地利用配分計画案について
議第10号 別段の面積の設定について
議第11号 各証明願いについて
議第12号 酒田農業振興地域整備計画の変更について
議第13号 買受適格証明願いについて

開 会
(午前 9時30分 開会)

○藤井事務局長

皆さん、おはようございます。

ただいまから令和2年2月の酒田市農業委員会定例総会を開会いたします。

開会に当たりまして、五十嵐会長が挨拶を申し上げます。

○五十嵐直太郎 会長

(挨拶)

○藤井事務局長

ありがとうございました。

総会の議長は、酒田市農業委員会規定第19条に会長が務めるとなっております。五十嵐会長、よろしく申し上げます。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、皆さんのご協力によりまして、議事を円滑に進行したいと思います。

本日の欠席委員はございません。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開催いたします。

お手元に配付しております定例総会次第によって進めさせていただきます。

◎議事録署名委員の選任

○五十嵐直太郎 議長

最初に、議事録署名委員の選任を行います。選任の方法は、議長にご一任願います。

議事録署名委員に、11番、佐藤茂樹委員、14番、児玉昭一委員の両名にお願いいたします。

◎報 告 事 項

○五十嵐直太郎 議長

最初に、報告事項について事務局の説明を願います。

○藤井事務局長

報告事項につきましては、議案の1ページからになります。

今回の報告事項は、1番、農地法第3条の3届出書の受理についてが8件、2番、地目変更登記に係る照会に対する回答についてが6件、3番、解約が5件、4番、農地法第18条第6項の規定による通知受理についてが131件、以上150件について担当が報告いたします。

○阿彦農地主査兼係長

(報告事項を朗読説明する)

報告事項は以上です。

○五十嵐直太郎 議長

報告事項ではございますが、何かご意見、ご質問のある方、お願いいたします。

件数多くなっていますので、関係する委員の方、少しお目通しよろしく申し上げます。

何かご質問ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 五十嵐直太郎 議長
ないようですので、これで報告事項を終わります。

議第6号 農地法第3条の規定による許可申請について

- 五十嵐直太郎 議長
これより議事に入ります。
議第6号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。
事務局の説明をお願いします。
- 藤井事務局長
議第6号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして、6件の申請がありました。その可否を決定しようとするものであります。
詳細につきまして、説明をいたします。
- 阿彦農地主査兼係長
それでは、34ページ、議第6号 農地法第3条の規定による許可申請についてです。
酒田4番です。渡人が、生石の〇〇さん、受け人が麓の〇〇さんです。こちらは親子になります。このたび年金を伴わない経営移譲ということで、使用貸借権の期間決定20年の利用となります。続いて、酒田5番です。大宮町三丁目の〇〇さんから、大宮町の〇〇さんへ、親子になります。こちらも年金を伴わない経営移譲で、10年の設定となります。
次のページ、酒田6番です。新堀の〇〇さんから、同じ世帯の〇〇さんへ。年金を伴わない経営移譲ということで、7年の期間設定となります。なお、こちらの7年というのは、別の契約と併せたものとなっているものでございます。
八幡お願いします。
- 八幡総合支所 石塚専門員
八幡についてご説明申し上げます。
八幡3番、市条の〇〇から〇〇へ、親子になります。経営移譲の農業者年金を伴わない移譲ということで、使用貸借20年の設定になっております。
八幡4番につきましては、遊佐町当山の〇〇さんから大蔵の〇〇さんへ、所有権移転でございます。大蔵出身の方が相続した農地を、〇〇さんが買い受けて息子と共に田の作付けをすることです。なお、売買の単価につきましては、10アール当たり9万6,976円、総額15万円ということですのでございます。八幡は以上です。
- 平田総合支所 五十嵐主査
続いて平田です。
平田1番、飛鳥の〇〇から熊手島の〇〇へ、こちらは先ほど解約が出ていたものです。申請事由は相手方の要望、契約内容は賃貸借権、期間が5年です。10アール当たり1万1,000円です。
以上です。
- 五十嵐直太郎 議長
それでは、農地調査委員会の報告をお願いします。
- 20番 飯塚将人委員
20番、飯塚です。
2月5日に、第5班による農地調査委員会を行っております。
議第6号 農地法第3条の規定による許可申請については、農地調査委員会では、許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長

質疑に入る前ではございますが、3条許可申請の案件ですので、現地調査の結果を確認いたします。今回の議案の中で、地元農業委員からは現地調査の結果、特に疑義のある報告は受けていないということですが、何かお気づきの点など補足的説明があれば、初めにお願いいたします。何かございませんか。はい、どうぞ。

○2番 庄司隆委員

2番、庄司です。

酒田の4番についてです。今、住所違っておりますが、親子です。牛を飼っていますし、実際農業やっています。親子でともに農業やっていますので、ちょっと報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長

ありがとうございます。そのほか何かございませんか。

補足説明なければ、これより質疑に入ります。ご質問、ご意見のある方はお願いいたします。ございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。議第6号、農地法第3条の規定による許可申請について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議第6号 農地法第3条の規定による許可申請について許可決定といたします。

議第7号 農地法第5条の規定による許可申請について

続きまして、議第7号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程の上、議題……

(発言する者あり)

○五十嵐直太郎 議長

失礼いたしました。今回、進行の都合で、議第7号を後で説明することになります。失礼しました。それでは、議第8号のほうを先に行いたいと思います。

議第8号 農用地利用集積計画について

○五十嵐直太郎 議長

続きまして、議第8号 農用地利用集積計画についてを上程の上、議題といたします。事務局の説明を願います。

○藤井事務局長

議第8号 農用地利用集積計画につきましては、1番、特例事業、(1)所有権移転が1件、2番、一般事業、(1)所有権の移転が3件、(2)所有権の移転、これは同時設定の特例ですが、これが2件、(3)利用権の設定が129件、3番、農地中間管理事業、(1)利用権の設定が77件の計画の申出がありました。その可否を決定するものであります。

詳細について説明をいたします。

○阿彦農地主査兼係長

議第8号 農用地利用集積計画についてです。

1番、特例事業、(1)所有権の移転です。公告予定日は、令和2年2月18日の予定です。

新堀1番になります。渡し人が、新堀の〇〇さんです。山形市のやまがた農業支援センターへ移転となります。10アール当たりの単価は、新堀字船附部分が48万6,800円、その下、新堀字惣実7箇所については10アール当たり55万円となるため、総額では1,066万8,000円となるものです。移転時期、支払い時期は、令和2年3月19日を予定しているものでございます。

なお、若干補足いたしますと、1月の総会の議決をもって支援センターに買入協議の申入れを行っているところでございますが、その手続が整ったことを受けまして、このたび地権者から支援センターまでの売渡しを行うものでございます。なお、地権者には譲渡所得税及び住民税の1,500万円までの特別控除が認められます。

この後の手続について申し上げますと、当該地の管理耕作が必要でございますので、数か月以内に支援センターが管理耕作者の方に使用貸借で貸付けの予定となります。それから、令和3年度の作付につきましても、1年以内に担い手への売却の案件も上程されることとなるものでございます。続きまして、次のページ、2番、一般事業、(1)所有権の移転です。公告については2月18日です。

中平田2番です。錦町二丁目の〇〇さんから熊手島の株式会社〇〇へ。手蔵田の田んぼ、2筆につきまして、10アール当たり50万円で総額334万5,500円での売買となります。移転時期、支払い時期は3月19日となっております。

酒田3番、酒田4番とも関連です。同じ受け人でございます。

酒田3番、渡し人は、亀ヶ崎四丁目の〇〇さん、受け人が、亀ヶ崎三丁目の〇〇さんです。

酒田3番については、鷲谷地の田んぼ1筆を10アール当たり70万円で、移転時期、支払い時期は2月27日の予定での売買となります。

同じく酒田4番については、渡し人が、亀ヶ崎三丁目の〇〇さんです。受け人が、酒田7番の〇〇さんになります。同じく鷲谷地の田んぼについて、70万円で売買となります。移転時期、支払い時期は令和2年2月27日の予定になります。

続きまして、2番、一般事業、(2)所有権の移転、同時設定の特例になります。公告予定日は2月18日です。

広野の〇〇さんから、同じ広野の〇〇さんへ。広野の田んぼ2筆を10アール当たり単価が60万6,060円、総額で50万円で売買予定となります。2月25日が移転時期、支払い時期となりまして、こちら受け人の方は、大淵ファームの構成員となっております。

なお、要件欄に〇〇さんが認定農業者となっておりますけれども、農業法人の構成員でございますので、認定農業者期間の5年を満了するまでの残期間までということになります。併せまして同時設定で広野1番とありますが、買い受けた農地を〇〇さんから譲受人のほうへすぐに貸付けするものでございます。10アール当たり賃借料が1万1,000円、期間は5年となります。

次に40ページをご覧ください。

2番、一般事業、(3)利用権の設定です。2月18日に公告の予定です。

こちら今回は案件が多いため、説明を一部省略しながら申し上げます。

最初の南遊佐7番から、次のページ南遊佐13番までは更新で、10年間、1万1,000円、賃借料の契約となります。なお、南遊佐7番だけJAを通さない直接契約の案件となります。

次のページです。

西荒瀬26番、こちらは18条6項案件に出たものです。同様に西荒瀬27番、28番も同じ契約になりまして、期間は、26番が7年、27番が9年、28番が6年となります。

次のページをご覧ください。

西荒瀬29番から、その下、一番下の西荒瀬33番まで、10年契約の1万1,000円の賃借料で、庄内みどり農協を通した更新契約となります。

43ページをご覧ください。

西荒瀬34番から、次のページの西荒瀬40番まで、同じ契約になってございまして、その中で、西荒瀬34、35、36番は新規の申請となっております。なお、西荒瀬40番は、JAを通さない直接契約の新規となっております。これら賃借料は全て1万1,000円、10年の契約期間となります。

44ページお開きください。

本楯の15番、北平田〇〇さん、JAを通しての10年の新規契約、1万1,000円の賃借料となります。

次は、東平田4番ですが、こちらは先ほど解約を行ったところで、息子さん名義での借り受けになります。10年の1万1,000円での移転契約となります。

45ページです。

東平田5番、6番、7番、8番、9番と先ほど解約を行ったものの残期間設定の更新契約となります。全て1万1,000円での賃借料、期間は、東平田5番が6年、6番が9年、7番が1年、8番が1年、9番が20年となります。次のページをお開きください。

東平田10番、11番とも更新で、1万1,000円、10年の農協を通しての契約です。

東平田12番、13番、14番、次のページの東平田15番まで、JAを通しなしの更新契約となります。東平田14番の賃借料は1万7,000円、15番のほうは1万2,000円の契約、ほかは1万1,000円となります。それぞれ期間が、東平田12番は10年、13番は5年、14番は6年、15番は6年となります。

次のページ、東平田16番、5年の1万1,000円での1年間、移転契約となります。

中平田5番は、10年の1万1,000円の農協通しの新規契約になります。

中平田6番は、1万1,000円で、2年の契約となります。

中平田7番は、畑になります。耕作部4,000円で10年の新規契約になります。

次のページです。

中平田8番は、10年の1万1,000円で、新規の契約になります。

中平田9番から次のページ、中平田14番まで、JAを通しての契約となります。全て1万1,000円で3年の更新の契約となります。

それでは、49ページの酒田8番です。こちら1万1,000円で10年の新規契約、農協を通してです。

酒田9番、酒田10番とも、残期間設定の契約となります。9番が7年、10番が5年、それで1万1,000円の契約です。次のページです。

新堀14番から、次のページの新堀28番まで、先ほど解約したものの残期間設定の移転契約となります。新堀14番は、賃借料6,000円が混在しております。10年です。新堀15番が6,000円で8年、16番は4年で1万1,000円、17番は7年で6,000円の賃借料が混在する契約となります。18番は7年で3,000円、19番は7年の1万1,000円、20番は6年の1万1,000円、21番は7年の1万1,000円です。では、新堀22番を申し上げます。こちら新堀の〇〇さんから、鶴岡市の〇〇さんへということですが、関係性は親戚、借受人がおじということがございます。なお、このたび酒田市での初めての耕作でありますので、経営面積については鶴岡市の経営面積ということになっております。契約期間は10年の1万1,000円の設定でございます。

続いて、広野3番です。こちらは新規で1万1,000円、更新で1万1,000円、10年の契約になります。

次のページご覧ください。

広野4番、5番、6番とも、JA袖浦さんを通した新規契約となります。広野4番の賃借料が9,000円の10年、5番が6,000円の10年、6番が9,000円と3,000円の2つが混在する賃借料で10年の設定です。

広野7番は、10年で1万1,000円、更新の契約です。

広野8番と、次のページ、広野9番は同じ受け人でございまして、こちら10年の更新契約でございますが、物納になります。それぞれ、広野8番の米51.3キロは1万5,500円米価で換算しますと、1万3,255円相当です。広野9番の米93.2キロについては、2万4,076円相当になりまして、実勢賃借料の2倍以内でないと受け付けをしないという内規がありますが、今、実勢賃借料の最高額が1万5,000円でございます。その2倍となる3万円以内ということでの受け付けになっております。続いて、広野10番です。こちらは1万1,000円で10年の更新契約、袖浦2番は10年の9,000円の更新契約です。

袖浦3番、それから4番はJA袖浦さんを通した契約となりまして、それぞれ10年の6,000円での賃借料の契約となります。酒田は以上です。

○ 八幡総合支所 石塚専門員

八幡地区を申し上げます。

54ページ、八幡65番、66番、同じ受け人でございますが、先ほど解約しましたものの移転ということで、1万1,000円、20年の移転契約となります。

八幡67番も先ほど解約したのですが、新たな受け人ということの1万1,000円、10年の新規契約になります。

67番からにつきましては、農協を通しての契約でございます。

67番と68番、69番につきましては、1万1,000円、10年の新規契約になります。
次のページの70番につきましても、1万1,000円の10年の新規の契約になります。
71番につきましては、1万1,000円の10年の更新という内容になっております。
八幡は以上です。

○ 松山総合支所 門脇調整主任

松山になります。

今回、松山1番、2番の2件とも農協を通しての契約で、受け人が農業委員であるため、議事参与の制限を受ける案件となります。

では、松山1番、こちらは受け手の変更を伴う残期間の再設定で、これまで庄内町の〇〇さんが受けていたんですけれども、先ほどの18条6項通知で、新たに〇〇委員が借り受け、1万1,000円の1年となります。

松山2番、令和2年4月に終期を迎える予定だった案件について、こちらも先ほどの18条6項通知に引き続き、農協を通して更新するものです。1万1,000円と3,000円の賃借料が混在しております。以上です。

○ 平田総合支所 五十嵐主査

続きまして、平田です。

平田20番、10アール当たり4,003円、総額1万6,000円からの割り返しになります。5年の更新です。

平田21番、みどり農協経由になります。3,000円、10年、新規です。

平田22番、7,000円、5年の更新です。

平田23番、6,000円、5年の更新です。

平田24番、2,000円、10年の更新です。

平田25番、3,571円、総額1万円からの割り返しになります。20年、更新です。

平田26番、7,000円、5年の更新です。

平田27番、7,000円、5年の更新です。

平田28番、みどり農協経由になります。6,000円、10年、更新です。

平田29番、先ほど解約が上がってきたものになります。ゼロ円、10年の新規です。

平田30番、みどり農協経由になります。こちらの賃借料は3,000円、1,000円、1万1,000円、ゼロ円、6,000円が場所によって混在しております。10年の更新です。

平田31番、32番、同じ受け人になります。こちらも4,000円の10年になります。更新です。

平田33番から41番まで、みどり農協経由の分です。

33番と34番は同じ受け人になります。1万1,000円、10年の新規です。

平田35番から37番まで同じ受け人になります。9,000円、10年の新規です。

平田38番から40番まで同じ受け人になります。38番が9,000円、10年の新規。39番は、先ほど解約が上がってきたものになります。9,000円、10年、新規。40番も、先ほど解約が上がってきたもので、1万1,000円、10年、新規です。

平田41番、1万1,000円、10年、新規です。

平田42番、ここから直接契約になります。1万1,000円、10年、新規です。

平田43番も、1万1,000円、10年、更新です。

平田44番から53番まで、こちらは全て10年契約になりますが、受け人が〇〇委員となりますので、議事参与の制限を受けるものになります。全て10年契約、1万1,000円ほとんどとなりますが、ゼロ円が入っているところが、平田44番と平田46番になります。そして、平田47番、そして50番が新規、それ以外は更新です。

平田54番です。今度は〇〇委員が貸し手になります。こちらの契約、1万1,000円、10年、更新です。平田55番、1万1,000円、10年、新規です。

平田56番から59番まで同じ受け人になります。こちらは父から子への移譲によるもので、平田56番だけが、先ほど農協までの解約が出てまいりましたので、56番だけ、農協からの残期間契約になります。1万1,000円、9年の移転です。

平田57番、1万1,000円、10年、移転。58番が1万1,000円、5年、移転。59番が9,000円、10年、移転です。

これ以降、60番から69番まで、全て1万1,000円、10年の移転になります。

平田は以上です。

○阿彦農地主査兼係長

続きまして、65ページをご覧ください。

3番、農地中間管理事業、(1)利用権の設定です。公告予定日は2月18日です。今回、77件ございます。こちらの内容については、1月の農地集積センター本店会議で決定された内容でございますので、説明を一部割愛いたします。

なお、全て10年の契約でございまして、賃借料が混在している箇所のみご説明いたします。

それでは、南遊佐1番です。ゼロ円と9,000円の混在です。

次のページになります。

本楯2番、こちらは6,000円が混在しております。また、次のページをご覧ください。

東平田3番が3,000円の混在です。東平田4番は3,000円の混在です。

次のページ、東平田7番ですが3,000円の混在、東平田8番が1,000円の混在です。

次のページ、一番下ご覧ください。中平田6番です。1,000円の混在となります。

次のページをご覧ください。新堀1番は、1,000円と9,000円の混在です。

次のページ、袖浦1番が9,000円の賃借料です。袖浦2番が6,000円、浜中1番が9,000円です。

酒田は以上です。

○八幡総合支所 石塚専門員

八幡を申し上げます。

酒田と同様に、八幡1番が6,000円です。八幡4番が6,000円になります。

八幡、以上です。

○松山総合支所 門協調整主任

続いて松山になります。

では、松山1番から申し上げます。

今回、離農するため中間への貸付のものが多くあります。

松山1番から松山6番までは、地見興屋の〇〇さんが離農するため、農地を貸付するものになりまして、9,000円です。〇〇さん自身の自作地と借受地を中間管理事業で貸し付けます。

松山7番は、山寺の〇〇さんが離農するために貸付けるもので、賃借料1万1,000円、3,000円、1,000円が混在しております。

松山8番から9番まで、こちら〇〇さんが離農するため農地を貸し付けるもので、価格は1万1,000円です。松山8番が、〇〇さんが自己所有するもの。松山9番が、借り受けていた農地になります。

松山10番は、〇〇さんが離農するために農地を貸付けるもので、価格が1万1,000円。

松山11番、〇〇さんが離農するために、自作農地を貸付けするものです。価格は1万1,000円になります。

松山12番、1万1,000円、松山13番が9,000円となります。次のページになります。

松山14番から3枚ページ移りまして、82ページの松山45番までが、ほぼ円滑化事業の集積を中間事業に移行して更新するものなのですが、81ページの松山39番、40番、41番、42番、次のページの最終の松山45番だけが円滑化契約のない農地を中間管理事業に移行する更新となります。

なお、価格については、圃場の条件や耕作の状況なども併せて農業委員会の参考賃借料をもとに設定しておりますが、松山41番のうち1筆だけが保全管理している状況のためゼロ円となります。

以上、松山になります。

○平田総合支所 五十嵐主査

平田です。平田は、全て10年契約になります。

平田1番と2番、先ほど解約が上がったものです。1万1,000円です。

平田3番、3,000円です。

平田4番、9,000円です。

平田5番、1万1,000円で、最後の筆だけが1,000円になります。

以上です。

○五十嵐直太郎 議長
それでは、農地調査委員会の報告をお願いいたします。

○20番 飯塚将人委員
20番、飯塚です。
議第8号 農用地利用集積計画については、農地調査委員会では、特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長
議案の件数が多いため、審議の前に精査のための時間を設けたいと思います。一、二分間黙読をお願いいたします。

(議案書黙読)

○五十嵐直太郎 議長
それでは、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長
それでは、初めに、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の案件を先に審議します。
9番、土田治夫委員、15番、荘司太一郎委員、24番の私、五十嵐に該当する案件がありますので、この計画案を先に審議します。私を含め3名に退席を求め、暫時休憩いたします。
議長の退席によって、休憩・再開後の議事進行は会長職務代理者が行います。

午前 10時 25分 休憩
午前 10時 26分 再開

○齋藤 均 会長職務代理者
再開します。
質疑に入ります。
議案書51ページ、広野3番、55ページ、松山1番、2番、60ページ、平田44番から62ページ、平田54番について、ご質問、ご意見のある方、お願いします。
何かご質問ございませんでしょうか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 会長職務代理者
ないようですので、質疑を打ち切ります。
採決に入ります。
広野3番、松山1番、2番、平田44番から平田54番までを計画決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 会長職務代理者
異議ないようですので、広野3番、松山1番、2番、平田44番から平田54番までについて計画決定といたします。
ここで、9番、土田治夫委員、15番、荘司太一郎委員、24番、五十嵐直太郎委員の3名の退席を解除し、暫時休憩といたします。
また、五十嵐直太郎会長の退席解除により、議長を交代いたします。

午前 10時 30分 休憩
午前 10時 31分 再開

- 五十嵐直太郎 議長
再度休憩いたします。
暫時休憩します。

午前 10時 31分 休憩
午前 10時 33分 再開

- 五十嵐直太郎 議長
議事を再開いたします。
続きまして、議事参与の制限の案件について、酒田市袖浦農業協同組合を經由した転貸の議案について審議します。
6番、佐藤良委員、19番、五十嵐弘樹委員には、議長が指名した以外の発言と採決参加について制限いたしますので、ご留意ください。
それでは、議案書52ページ、広野4番から6番、53ページ、袖浦3番、4番についてご質問、ご意見のある方、お願いいたします。
何かご質問ございませんか。

(発言する者なし)

- 五十嵐直太郎 議長
ないようですので、質疑を打ち切ります。
採決に入ります。
酒田市袖浦農業協同組合を經由した転貸の議案について、計画決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 五十嵐直太郎 議長
異議ないようですので、酒田市袖浦農業協同組合を經由した転貸の議案については計画決定といたします。
6番、佐藤良委員、19番、五十嵐弘樹委員の発言と採決参加についての制限を解除いたします。
続きまして、これまで計画決定した議事参与の制限以外の議案について審議します。
何かご質問、ご意見のある方、お願いいたします。
ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

- 五十嵐直太郎 議長
ないようですので、質疑を打ち切ります。
採決に入ります。
議事参与の制限以外の議案を計画決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 五十嵐直太郎 議長
異議ないようですので、議事参与の制限以外の議案を計画決定といたします。
以上により、議第8号については全て計画決定となりました。

議第9号 農地中間管理事業農用地利用配分計画案について

続きまして、議第9号 農地中間管理事業農用地配分計画案についてを上程の上、議題といたします。
事務局の説明をお願いします。

- 藤井事務局長
議第9号 農地中間管理事業農用地利用配分計画案については、農地中間管理事業の推進に関する

法律第19条第2項の規定により、その案を作成することが求められているものです。詳細につきまして説明をいたします。

○阿彦農地主査兼係長

それでは、議案書84ページをご覧ください。

これにつきまして、1月の本店会議においてマッチング承認された内容と同じものでございます。前の議題について貸付け決定されました農地について、その借受者を決めていくものになります。最終的には4月8日の県知事公告で賃貸借契約が調うこととなっております。

また、先ほどの議題では、土地ごとの分類だけでしたけれども、この案件では、借受者ごとに並べ替えてございます。また、別添資料の10ページに総括の資料が添付してありますので、併せてご覧ください。

別添資料に沿ってご説明いたします。10ページのほうをご覧くださいまして、このたびの筆数が全て380筆となっております。面積としては78万847.04平米になります。貸付延べ人数としては87人、借受の延べ人数は個人が71人、法人は19法人になります。うち、法人の筆数は72筆、割合としては19%ということとなっております。

併せまして、移転のほうは87筆、19万5,353平米になります。

なお、議案書の101ページをご覧ください。

101ページのほうに知事裁定分として、今回、7筆が載っております。こちらのほうご説明申し上げますと、平成30年にこちらの筆が、相続放棄されておりました。そのため通常の契約では賃貸借契約が結べないものについて、農地法を用いて中間管理機構への貸付けを申し入れているものでございます。なお、相続放棄された土地でありますので、出し手登録ができないため、通常のマッチングでは協議しておりません。また、県知事の裁定も、実は令和2年の、今年の1月17日に行われておりますので、通常のマッチング会議での協議はございませんが、この配分に載せて、先ほどの契約と同じ4月8日の契約に結びつけるためのご審議をいただくものでございます。

なお、これが調いましたら八幡地区の支援会議のほうへは報告を行う予定でございます。

また、地権者が不在でありますので、この賃借料につきましては、法務局へ中間管理機構のほうから、供託金という形で納められるものになります。5か年の契約ということでございますけれども、この5か年分を中間管理機構が一括で法務局へ納めるため、賃借料の変更はできないものとなっております。

併せまして、102ページからの移転については、主に経営移譲のための変更のための配分となるものでございます。

ご審議よろしくお願いたします。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、農地調査委員会の報告をお願いいたします。

○20番 飯塚将人委員

20番、飯塚です。

議第9号 農地中間管理事業農用地利用配分計画案について、農地調査委員会では、特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長

審議に先立ち、農地集積センター本店会議のマッチングを経っていますが、案件が多いので黙読による精査の時間を若干設けますので、各自ご確認ください。一、二分を設けたいと思います。

(議案書黙読)

○五十嵐直太郎 議長

それでは、初めに、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の案件を先に審議します。

15番、荘司太一郎委員、16番、須田正弘委員、20番、飯塚将人委員、21番、富樫一彦委員に該当する案件がありますので、この計画案を先に審議します。4名に退席を求め、暫時休憩いたします。

午前 10時 57分 休憩
午前 10時 57分 再開

○五十嵐直太郎 議長

再開いたします。

質疑に入ります。

議案書93ページから95ページまでの4名に関連する案件についてご質問、ご意見のある方、お願いいたします。

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

15番、荘司太一郎委員、16番、須田正弘委員、20番、飯塚将人委員、21番、富樫一彦委員に関連する計画案について決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、4名の委員に関連する計画については計画決定といたします。

ここで4名の委員の退席を解除し、暫時休憩といたします。

午前 10時 58分 休憩
午前 10時 58分 再開

○五十嵐直太郎 議長

再開いたします。

続きまして、議事参与の制限以外の案件について審議します。ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。

はい、どうぞ。柿崎委員。

○22番 柿崎一美委員

22番、柿崎です。

101ページの八幡の相続放棄の件ですけれども、実は今回の新堀の案件にもこれに当てはまる内容が去年の秋頃からあって、実際は3年掛かってやっと解決したのが今回載っています。

なのに何で質問したかという、まだ新堀にも宙ぶらりんな格好で相続確定していないような土地があるんですけれども、ただ、生前から農協を通して契約していた状況があるものだから、内々で続けているというものがかなりあるんです。でも、これから農協通しがなくなった場合、今回の案件のように中間管理機構の扱い方という、かなり慎重と言えいいか、どうやってやっていくかというものは検討していかなければならない問題があるのかなということです。

例えば、農協通しがあるときは、お互いに事情は分かっている、本契約はできなくとも従来のままやむを得ずやってきたというものがあるんですけども、今度そういうのがなくなるわけです。そうすると、全然分からない者同士が、例えば農業委員会に来ても対応できないし、じゃ、当事者の地区の農業委員がどう関わっていくかという、かなり慎重にならざるを得ない問題が出てくるのかなと思っていますので、その辺のこれからの対応等をどうしていくかのほうを検討、また、ご意見を頂ければありがたいのかなと思っています。

○五十嵐直太郎 議長

今、柿崎委員のほうから、101ページの関連でご質問出ました。阿彦主査のほう、少しお答えいただけますか。

○阿彦農地主査兼係長

このたび、柿崎委員が今おっしゃった新堀の案件というのは、最初、相続放棄か行方不明者の探索かを検討して、行方不明者の手続きに沿ったものになりました。平成30年の11月に制度ができたことを受けて、相続放棄もそうですが、この所有者不明、相続者不明農地というのは、公示を行ったりして経過を見たりするのですが、先ほどの八幡地区の相続放棄農地については、6か月の公示手続きを行いました。この柿崎さんの関わっていただいた件については、公示までは行わず、相手を特定し、文書のやり取りを行いました。それこそ、書留で文書のやり取りをして、契約をしますかしませんかという確認のうえで結びつけたものになります。

今後、今おっしゃるとおり、こういった問題という言い方はあれでしょうけれども、数々出てくることは想定されますが、マンパワー的にちょっとなかなか手が回りづらいかと思います。その中で、農協通しがなくなるということで、今後、農業委員さんとの連携の取り方を改めて協議しないといけないかなと正直思っているところですので、また時間をかけてご相談させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○五十嵐直太郎 議長
柿崎委員。

○22番 柿崎一美委員

22番、柿崎ですけれども、実はさっき今後も様々あると言ったのは、債権を理由に、住所を探せないものもあるんです。本当は内々で分かっているんだけど、それを公にもできないし、そうするとやむやにしていかなければならないというような。だから、それが先ほど言ったように、いろいろな内情とか分かって相対契約でやってきたものもあって、相続放棄というのはいろんな理由があるからやるわけです。行方不明であっても契約もできないわけだし、その辺がやっぱりこれからの大きなネックになるのかなと思って質問させていただきました。

○五十嵐直太郎 議長

ありがとうございます。主査のほうで言ったことに尽きるわけですが、私のほうからも一言。このケースはこれから増えると思います。山形県で今までこれを含めると5件ぐらいだったかな。それで、国土交通省に国土交通法とか何とか今後も絡んできて、所有権の移転をどうするかと。今は賃借権でまだいろいろ済んでいます。それを抜本的に国がやるということですので、結論から言えば、私たちの仕事がまた一つ重い荷物を背負って活動することになるのかなと考えております。そのときは弁護士、司法書士、場合によっては裁判所みたいな話になりますので、できるだけ事務軽減等を図っていく必要もありますので、どういうふうな形でやればいいのか、少し関係団体、そして協議して対応してまいりたいと考えておりますので、まずよろしくお願いいたします。

そのほかご質問ございませんか。

はい、どうぞ。

○23番 後藤保喜委員

同じ質問で恐縮なんですけれども、平田地区でも相続放棄地の農地を抱えているので、参考までにお伺いします。

通常であれば貸付者が中間管理事業に手を挙げるわけですが、こういったふうに中間管理事業に載せて知事裁定案件としてなった経緯というか、最初の第一歩がどうだったかをお伺いしたいと思います。

○五十嵐直太郎 議長

では、再び阿彦主査のほう、お願いします。

○阿彦農地主査兼係長

別添資料の11ページ、12ページ、13ページをご覧くださいと思います。

先ほど説明を省いておりましたが、このたびの相続放棄の関連について、農地法を使用して申し上げた内容の資料を掲載しております。

まず、最初は日向川土地改良区さんから、その箇所が相続放棄農地になってしまい、耕作の管理で

すとか、土地改良区費の納入について滞ってしまわないようにするにはどうしたらいいかというご相談がありました。相続放棄農地につきましては、ご承知のとおり、相続者が全くいないということで、農業経営基盤強化促進法での契約を行うことができません。なので、この農地法第31条というところで、土地改良区さんなどの関係機関が、この土地を何とかしないと荒れてしまいますという農業委員会に申入れをすることができる制度を使っております。そのために、今回も、まずいろいろ相続範囲の探索に日向川土地改良区さんからも関わっていただきましたし、その後の土地改良区費の精算ですとか、そういったことも踏まえて、いろいろと賃借料の契約を行ったところでございます。

なので、最初に相続放棄が確実なものかどうかを調べなくてはいけないのですが、家庭裁判所の書類がないと確認取れません。実は、その家庭裁判所の書類というのを農業委員会では職権で取り寄せすることができませんが、土地改良区さんは職権で取ることができるんです。なので、その書類を取り寄せるに当たっては協力を頂きながら進んできた経緯もあります。

なお、一般的な形であれば、まず、ご本人に連絡が取れる方でしたら、家庭裁判所の通知書の写しをくださいというようなやりとりで進めるやり方もあり得ますので、その辺はまずケース・バイ・ケースで連携取りながらということになっていこうかと思えます。

○五十嵐直太郎 議長

ケース・バイ・ケースでどなたかがリードを取るんだと、こういう形になろうかと思えます。そのほかご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

それでは、ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第9号 これまで計画決定した議事参与の制限以外の議案について決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限以外の議案について決定いたします。

これで、議第9号は全て計画決定となりました。

議第7号 農地法第5条の規定による許可申請について

それでは、途中変わりましたけれども、元に戻ります。

次に、議第7号に進みたいと思えます。

続きまして、議第7号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。事務局の説明を願います。

○藤井事務局長

議第7号 農地法第5条の規定による許可申請につきまして、3件の申請がありました。その可否を決定しようとするものであります。

詳細につきまして説明をいたします。

○阿彦農地主査兼係長

それでは、38ページご覧ください。

議第7号 農地法第5条の規定による許可申請についてです。

酒田2番、坂野辺新田の〇〇さん外1名から両羽町の法人〇〇へ、青地の農用地区域内ですので、砂採取の案件として1年間の賃貸借、一時転用の申請となります。砂の採取量は5,852立米ということになります。別添資料をご覧ください。

別添資料の2ページ、3ページになりますが、位置図としては、JA袖浦さんとJAカントリーにほど近い高速道路の真下の箇所にあるところでございます。

字切図をご覧くださいますと、その字切図の上のほうに書いてあるところが高速道路の位置となっているところがございます。また、全体計画図をご覧くださいますと、以前、平成29年の6月許可で左側の太枠の箇所については、採取が既に済んでいるところになります。なお、今回の申請のところは、その際に取り終わらないでいたところになりまして、その理由としては、その当時、県の基準で民家から半径100メートル以内での採取が不可ということで、その箇所については、100メートルまでは入っていなかったのですが、その際に取り残りで残されていたものでございました。なお、こちらの今回の申請の箇所も平成28年の11月の議事調査の際は見込まれていた地域になっております。

なお、この図で撮影方向1と書いてある箇所については、もう既に営農が始まっております、その営農が始まっている箇所と今回の申請地との高低差の解消及びその後の整地によって、当該地の営農を再開したいという申請でございます。

なお、先ほど県の許可で半径100メートル以内というところが、この全体計画図で撮影方向3と4と書いてあるところにちょうど丸く弧を描くところになっておりまして、砂の搬出路の計画地がその100メートル以内に含まれております。ここに関しては県のほうに確認しましたところ、搬出は認められるということでございましたので申し添えます。

詳しくはスライドをご覧くださいと思います。

酒田は以上になります。松山お願いします。

○ 松山総合支所 門脇調整主任

松山1番、字内町の〇〇さんから同じく内町の〇〇さん3名の共有名義人で、共有事由は住宅敷地の使用貸借で、既存の民家では、宅地が〇〇さんの右隣になっていたため、隣接農地も住宅敷地及び庭敷地として使用しながら使用貸借し、既存住宅を増築するものとなります。

なお受け人は、共有名義となっているもので、譲渡人とその息子とその妻との3人の共有です。農地区分は、当該申請地が松山総合支所と松山保育園から300メートル以内にあり、隣接する市道に水道管・下水道管の運搬がなされているため、第3種農地の判断をしています。第3種農地のため、原則許可となります。

それでは、別添資料4ページ、こちらの位置図をご覧くださいと思います。3種農地の理由として、松山総合支所と松山保育園と申請地との位置関係はこうになっておりまして、2つの公共施設から東に300メートルほどのところに当該施設があるものです。

案内図になります。案内図の下側にあります生涯学習施設、児童館のグラウンド、生涯学習施設里仁館とあるところの山地側のところがグラウンドになりますが、こちらの南側の後ろ、こちらを少し南下しますと、西側に内町会館と掲示があります。その内町会館の市道向かいにあるのが、申請者の既存住宅を黒枠で書いてありますが、既存住宅となりまして、当該申請地がその東側になります。

字切図になります。字切図、中ほどの太線で囲われているところ、この番地が、当該申請地となりますが、当該申請地の隣接地西側、こちらが既存住宅となりまして、この既存住宅に隣接する部分の2割ほどを住宅敷地、残りの8割ほどを庭敷地として利用するということです。隣接地につきましても、北側に第三者の住宅敷地、同じく東側が松山城外堀公園となっております。隣接農地になりますが、北側にあります敷地と南側になります敷地、こちらが隣地となりますが、北側の敷地は、当該申請地との間に1.5メートルほどの高さのブロック塀で仕切られていて、南側の敷地も当該申請地との間に生垣で仕切られていまして、本来、隣接農地者からの同意書農地をが必要であります。隣接地の地権者と思われる方への連絡が取れず、このたびは連絡が取れなかった経緯等を記した「理由書」を提出いただいて、同意書に代えているものです。

以上になります。

○ 五十嵐主査

続いて、平田1番です。北俣、〇〇から、同じく北俣、〇〇へ、関係は祖母と孫になります。申請地は北俣、畑1筆、130平方メートルです。申請目的は住宅敷地です。一般住宅1棟を新築するものです。権利は使用貸借権、農地区分は白地で第2種農地の判定をしております。中山間地域等に点在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるというものの判断

基準です。許可基準は、周辺の生産価値に一致するのが困難と判断できるものです。

それでは、別添資料 6 ページ、7 ページをご覧ください。

初めに、6 ページの位置図、あと左下南西のほうに、平田生涯学習センターとありますが、ここは平田総合支所から東へ 5 キロ進んだ場所に当たります。その平田生涯学習センターから北北東へ県道をずっと行きますと 3.5 キロほど進んだところに申請地がございます。

7 ページの案内図をご覧ください。

こちらが北俣の集落内になります。地図の真ん中に申請地とありますが、申請地の西側、〇〇と記載がありますが、ここが申請人達が同居中の 4 世代住宅になります。

それでは、6 ページの字切図をご覧ください。

申請地は太い黒枠に囲まれた番地になります。東側と南側に道の記載があるところが市道で、この申請地の南側に 109-7 と西側のこの南北に行くと 109-15 というところには、現況が水路になっておりますので、周辺に農地に該当する場所はありません。

それでは、スライドでご説明いたしますので、審議の参考にさせていただきますようご覧ください。

(スライド映写)

スライドは以上です。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、農地調査委員会の報告をお願いいたします。

○20番 飯塚将人委員

20番、飯塚です。

議第 7 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、農地調査委員会では、許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長

質疑に入る前ではございますが、5 条許可申請の案件ですので、現地調査の結果を確認いたします。なお、酒田 2 番については、砂採取の案件であり、事前に予備調査が行われておりますので、地元委員の説明は省きます。

松山 1 番について、現地調査の結果を地元委員より報告願います。

富樫一彦委員。

○21番 富樫一彦委員

21番、富樫です。

地目は畑でありますけれども、営農という観点からはかなり外れているような耕作放棄地でもないし、営農もしていない。ほぼ内容のわからない人から見れば、庭敷地だろうというのが、この農地ではあるんですけども、転用することについては、特に不都合があるというような案件ではないと現在認識しております。本来、転用許可から言えば、隣接農地の同意書を得るとというのが、当委員会の大前提として農家方々から同意書を頂いてきたわけですけども、今回の場合、隣地地権者の現況が確認できないということで、同意書以外でも分筆もできない等いろいろな不都合が発生しまして、このような形で同意書をつけて提出しなければいけないものです。今住んでいる方の利益を優先するという判断なので、権利の所有権移転については、致し方ないのかなと思います。ただ、この同意書がないということが、今後当委員会の前例にしていいいのか、良き前例なのか、悪しき前例なのか、その辺の言葉は十分に配慮しながら審議したいと思っておりますので、よろしく願います。

○五十嵐直太郎 議長

ありがとうございました。

次に、平田 1 番について、説明を願います。

○23番 後藤保喜委員

23番、後藤です。

1 月 30 日に事務局と私の 4 名で現地確認を行いました。

説明があつたとおり、隣接する農地もありませんし、水路を挟んで、もう一步隣の農地も申請者の

〇〇さんの農地であります。隣接農地の影響もありませんので、許可しても何ら問題ないかと思われます。また、若い世代が北俣地区に定住するということは大変結構なことだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

〇五十嵐直太郎 議長

どうもありがとうございました。

これより質疑に入ります。ご質問、ご意見のある方、お願ひいたします。

先ほど富樫委員の説明の中にありましたけれども、阿彦主査、また一言お願ひいたします。

〇阿彦農地主査兼係長

先例がないものであるため、事務局の受付としましては、行政書士さんを介した申請でございましたので、隣地の方の連絡が取れない理由について、隣地者を特定したうえで、その同意が得られない理由を記した理由書を作成して、今回の申請者からの印鑑を押したものを頂戴しております。なおかつ、先ほど富樫委員がおっしゃったとおり、このたび現居住者の利益を優先するという事で受け付けした次第でございますので、今後も同意書は手続きに含めていく原則でお願ひしたいと思ひます。

〇五十嵐直太郎 議長

どうもありがとうございました。

そのほかにご質問等ございませんでしょうか。

(発言する者なし)

〇五十嵐直太郎 議長

なければ、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第7号 農地法第5条の規定による許可申請について許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議第7号について許可決定といたします。

議第10号 別段の面積の設定について

続きまして、議第10号 別段の面積の設定についてを上程の上、議題といたします。

事務局の説明を願ひます。

〇藤井事務局長

議第10号 別段の面積の設定につきまして、農地法第3条で定められている農地の権利移動の制限に係る面積基準について、酒田市農業委員会で別段の面積を定めようとするものであります。詳細について説明をいたします。

〇阿彦農地主査兼係長

それでは、議案書106ページをご覧ください。

議第10号 別段の面積の設定についてです。

それでは、ご説明いたします。この別段の面積の設定につきましては、令和2年1月から、農地法施行規則第17条2項の規定に基づいて、10アール未満の農地について1筆ごとに別段の面積を設定することといたしました。昨今の担い手不足や遊休農地が増加していることを受けて、多様な担い手が農業に取組みやすくし、遊休農地の防止や新規就農の促進を狙いとするものです。

ですので、確認の意味も含めまして、今後の手順について若干ご説明いたします。資料の1枚目を

ご覧ください。

この図の中で、今回の別段の面積を設定する意味合いですが、③の多様な担い手の方が農地を取得する目的での設定となるものでございます。

まず、こちらについて、多様な担い手という理由としましては、本来農地を求める面積基準に満たない方が農地を取得申請するに当たりまして、その特別な基準を適用できる状況かどうかについて1筆ごとに審議をしていただくものになります。

ゆえに、面積基準以外の農地法第3条第2項の全ての要件は満たす前提で審議を行うこととなります。つまりは、耕作をしていただく必要があるということになります。なお、農地の利用予定状況を申請者の方からあらかじめ資料提出いただいております。

別添資料で言いますと、16～17ページ、生石の方が土地の所有で、耕作人が〇〇さんというところになります。

この〇〇さんにつきましては、生石の方が相続した農地を管理できないということで、その市条の畑について、竹の子、月山竹を作付けするということでの申請になっているものでございます。

農地の状況については、これからスライドを参考に映写しますので、ご覧ください。

その後の段取りについてご説明しますと、この別段の面積が総会で決定された場合は、農業委員会はその設定した内容について公示をいたします。公示によって、その別段の面積の設定が行われまして、その後、耕作予定地には、農地法第3条の許可申請をしていただきまして、次月以降の総会でその許可について審議し、許可されれば農地の取得がかなうという流れになります。

なお、継続して3年以上の耕作を必須としておりまして、その状況についても毎年の農地パトロールで確認をしていただくところで申請人の方にもご説明をしていくところでございます。

それでは、スライドをご覧くださいと思います。

(スライド準備)

○藤井事務局長

一旦休憩をお願いします。

○五十嵐直太郎 議長

暫時休憩いたします。

午前 11時 42分 休憩

午後 0時 06分 再開

○五十嵐直太郎 議長

審議に入ります。

何かご質問、ご意見のある方お願いいたします。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

それでは、ないようですので、質疑を打ち切ります。採決に入ります。

議第10号 別段の面積の設定について、設定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議第10号については設定することと決定いたします。

議第11号 各証明願いについて

○五十嵐直太郎 議長

続きまして、議第11号 各証明願いについてを上程の上、議題といたします。事務局の説明を願います。

○藤井事務局長

議第11号 各証明願いにつきましては、4件の証明願の提出がありましたので、交付の可否を決定しようとするものであります。詳細については、担当が説明いたします。

○阿彦農地係長

このたび、贈与税の納税猶予継続手続きに必要な「農業を行っていることについての証明」及び「引き続き特定貸付けを行っている旨の証明書」の交付願いがあったことにより、その営農や農地の状況等についてご審議いただくものです。

酒田1番、願出人は黒森の〇〇さんです。平成28年の制度改正により、猶予を受けている農地であっても、農用地地用集積計画による適正な貸し付けと2か月以内の税務署への届け出により猶予を継続できるようになりました。これを特定貸付けといいますが、〇〇さんは猶予地の全てを特定貸し付けしています。

続いて、酒田2番、山元の〇〇さんの猶予地はすべて自己耕作中です。なお、実際の耕作状況について農地台帳や農業共済の細目書等を照合しております。

酒田3番、大豊田の〇〇さんは猶予地の1筆を特定貸付け中で、それ以外は自己耕作中です。

酒田4番、漆曾根の〇〇さんは猶予地すべてを自己耕作中です。

よろしくご審議お願いいたします。

○五十議直太郎 議長

質疑に入る前に、農地状況について内容を確認いたします。地元農業委員から確認の結果を報告願います。酒田1番願います。

○五十嵐弘樹委員

〇〇さんは農地を全て貸付けしており、その農地も適切に管理されています。証明書の交付は妥当と考えます。よろしく願います。

○五十議直太郎 議長

酒田2番願います。

○石井光一委員

〇〇さんは農業経営に何の問題もなく、きちんと営農されています。作付けや保全管理も適正でありますので問題ないものと考えます。よろしくご審議お願いいたします。

○五十議直太郎 議長

酒田3番願います。

○飯塚将人委員

一部貸付け中ですが、そちらも含めて適正に農地管理されています。証明書の交付は問題ないものと思いますので、よろしく願います。

○五十議直太郎 議長

酒田4番願います。

○佐藤耕造委員

納税猶予が適用されている農地の状況は、適正に管理されています。農地状況としては適切と考えます。今回の証明願いは交付妥当と考えますので、ご審議お願いいたします。

○五十議直太郎 議長

それでは質疑に入ります。ご質問、ご意見のある方願います。

- 五十議直太郎 議長
何かご質問ございませんか。

(発言する者なし)

- 五十嵐直太郎 議長
ないようですので、質疑を打ち切ります。
採決に入ります。議第11号 各証明願いについて、証明書を交付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 五十嵐直太郎 議長
異議ないようですので、議第11号 各証明願いについては交付決定といたします。

議第12号 酒田農業振興地域整備計画の変更について

- 五十嵐直太郎 議長
続きまして、議第12号 酒田農業振興地域整備計画の変更についてを上程のうえ、議題といたします。事務局の説明を求めます。

- 藤井事務局長
それでは、議案書の108ページをお願いいたします。
議第12号 酒田農業振興地域整備計画の変更については、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、酒田市長から意見を求められているものでございます。
詳細については、農地係長が説明いたします。

- 阿彦主査兼農地係長
今回求められた意見については、農業委員会からの回答後、市が2月下旬に県に事前協議を行い、その1か月後から45日間の縦覧を行います。(3月下旬～4月)さらに県への本協議を経て、市が決定の公告を行う流れとなります。議案書をご覧ください。
変更申請の内容は、一つ目が鳥海高原牧場における畜舎及び堆肥舎等の建設に係るもの、二つ目が工場の建設及び資材置き場等の整備に係るものとなります。
それぞれ、該当地及び事業の詳細につきましては、別添資料に掲載しておりますのでご覧いただくようお願いいたします。

- 五十議直太郎 議長
それでは質疑に入ります。ご質問、ご意見のある方お願いします。

- 五十議直太郎 議長
何かご質問ございませんか。

(発言する者なし)

- 五十嵐直太郎 議長
ないようですので、質疑を打ち切ります。
採決に入ります。議第12号 酒田農業振興地域整備計画の変更について、原案のとおり決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 五十嵐直太郎 議長
異議ないようですので、議第12号 酒田農業振興地域整備計画の変更について決定といたします。

議第13号 買受適格証明願いについて

○五十嵐直太郎 議長

続きまして、議第13号 買受適格証明願いについて を上程の上、議題といたします。事務局の説明を求めます。

○藤井事務局長

議第13号 買受適格証明願いについて1件の証明願いの提出がありましたので、交付の可否を決定しようとするものであります。詳細については、担当が説明いたします。

○阿彦主査兼農地係長

このたび、山形地方裁判所の競売入札のため、買受適格証明願いがあったことにより、その買い受けに適する経営者であるかどうかをご審議いただくものです。

なお、入札のタイミングがあるため、3条の許可も併せて付帯決議いただきたいと考えておりますので、併せてご審議願います。

酒田1番、願出人はこがね町2丁目の〇〇さんです。中間管理事業でファーム北平田が借り入れ中のため、やまがた農業支援センターとの合意解約が必要となるものですが、事前に合意解約の了承を得ております。合意解約が調うのは、入札の後となる流れですが、現段階で書類整備を進めております。なお、抵当権の設定時期が貸借借権の設定より前であるため、今回、借り受け人は抵当権に対抗することができないものとなります。農地の状況は、スライドでご説明いたします。

(スライド上映) 説明は以上です。

○五十嵐直太郎 議長

それでは質疑に入ります。ご質問、ご意見のある方お願いします。

○五十嵐直太郎 議長

何かご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。採決に入ります。

議第13号 買受適格証明願いについて、証明書を交付することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議第13号 買受適格証明願いについて交付決定といたします。

閉 会

以上をもちまして、令和2年2月定例総会を閉会いたします。

(午後1時10分 閉会)
